

■中土佐町遠距離通勤支援補助金 よくあるご質問

・補助対象者について

質 問	中土佐町が定める起点とはどこですか。
回 答	久礼地区に住居がある方は中土佐町役場、上ノ加江地区は上ノ加江支所、矢井賀地区は矢井賀漁村センター、大野見地区は大野見振興局の4か所です。

質 問	中土佐町が定める起点から35km以上遠方の算出方法は。
回 答	起点から勤務地までの距離を有料道路を含めた最短距離で算出します。 そのため、実際に利用しているルートと異なる場合があります。

質 問	一人親方で仕事の現場が35km以上遠方の場合は対象となりますか。
回 答	対象となりません。 恒常的に35km以上遠方に通勤しているとは限らず、また現場までの通勤経費のすべてが税の経費算入できるため、本事業の対象となりません。

質 問	沿岸や近海のカツオ船等の船乗りは対象となりますか。
回 答	基本的には対象となりません。 船乗りの場合、船が主たる勤務地と考えます。沿岸漁業等で常に乗降する場合は、乗船する港の位置により判断します。

質 問	雇用元の会社が中土佐町が定める起点から35km以内にあるが、派遣先が35km以上遠方の勤務地に通勤している派遣社員は対象となりますか。
回 答	自家用車もしくは公共交通機関を利用して月に10日以上派遣先の勤務地に通勤をしている場合は対象となります。 社用車を使用して通勤している場合は対象となりません。

質 問	町内の建設会社に雇用され、35km以上遠方の現場に通勤している作業員は対象となりますか。
回 答	社用車に乗り合わせで通勤している場合は対象となりません。 自家用車を利用して月10日以上通勤している場合は対象となります。

質 問	年の途中から条件を満たす事業所に通勤するようになった場合、対象となりますか。
回 答	対象となります。 また、月の途中から就職・退職等した場合、該当月に10日以上勤務したことの証明があれば補助対象となります。

・申請方法について

質 問	補助申請は窓口に行く必要がありますか。郵送でも可能ですか。
回 答	補助申請は基本的にオンライン申請での受付とします。来庁して申請する場合は事前にご予約いただいた方がスムーズに対応ができます。 また、郵送申請も受け付け可能です。